

常勤役員報酬規程

規程第13号

平成4年3月9日制定

平成22年3月6日改正

(目的)

第1条 この規程は、財団法人人工知能研究振興財団の役員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程における役員とは、理事会で選任された常勤の役員をいう。

(役員報酬の意義)

第3条 この規程における役員報酬とは、財団が役員に対し業務遂行の対価として支払うものをいう。

(役員報酬の決定基準)

第4条 役員に対する報酬は、職務内容、財団への貢献度、財団の業務成績及び財務内容等を勘案して、理事長が理事会に諮って決定する。

2 当該会計年度における役員報酬総額は、8,520千円以内とする。

(役員報酬の表示)

第5条 役員報酬は、財団の会計年度における総額をもって表示する。

(通勤手当の取扱い)

第6条 役員には、その通勤の実態に応じて実費を支給する。

(支払い方法)

第7条 報酬額は、原則として報酬総額の12分の1の額（以下「報酬月額」という。）を毎月20日に、当該役員の指定する金融機関の預貯金口座に振り込むことにより支給する。

ただし、20日が土曜日、日曜日、休日に該当するときは、その直前の勤務日に支給する。

(控除)

第8条 役員報酬から所得税、地方税及び社会保険料を控除する。

(長期欠勤役員の報酬)

第9条 役員が病気その他の事由によって、財団の会計年度期間中に5日以上欠勤した場合は、それ以降の欠勤について報酬を減額する。

② 前項の報酬の減額方法は、次の日割計算による。

$$\text{日割額} = \frac{\text{報酬総額}}{\text{年間所定就業日数 (会計年度)}}$$

(役員報酬の増減)

第10条 役員報酬に対しては、定期昇給は行わない。ただし、同一人が再任された場合は、その任期の更改期に報酬額の増減を行うことがある。

(役員賞与)

第11条 役員に対しては、役員賞与を支給しない。

(兼務役員の給与)

第12条 役員が管理職を兼ねているときであっても、役員に対しては役員報酬のみを支給し管理職給与は支給しない。

附 則

1. この規程は、平成4年3月9日から施行する。
2. この規程は、平成22年3月6日から施行する。